(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーの額のみを記載すること。

b　イ欄には、自金融機関がオリジネーター(自己資本比率告示第一条第六十三号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c　ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。)の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d　ニ欄からヘ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十三号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

e　ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百三十一条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

f　自金融機関がオリジネーターかつスポンサーとして関与している証券化取引に係るエクスポージャーについては、ト欄からリ欄までとして「自金融機関がオリジネーター／スポンサー」の欄を新たに設けた上、ト欄を「資産譲渡型証券化取引」、チ欄を「合成型証券化取引」、リ欄を「小計」とし、原資産の種類ごとにエクスポージャーの額を記載すること。この場合において、「自金融機関が投資家」の欄はヌ欄からヲ欄までとするものとする。

g　ト欄からリ欄まで（ｆの場合においてはヌ欄からヲ欄まで）には、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーのうち、自金融機関がオリジネーター又はスポンサーのいずれにも該当しない証券化取引に係る証券化エクスポージャーの額を記載すること。

h　合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はチ欄に計上すること。

i　再証券化に関連する全ての証券化エクスポージャーは、項番11「再証券化」の項に記載し、それ以外の項に記載しないこと。

j　項番２から項番４まで及び項番７から項番10までの項の各項目は、自金融機関が保有する証券化エクスポージャーの取引内容をより適切に表すことができる場合には、修正することができる。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

l　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第十八面）

（単位：百万円）

ＳＥＣ２：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）									
2	担保付住宅ローン									
3	クレジットカード債権									
4	その他リテールに係るエクスポージャー									
5	再証券化									
6	ホールセール（合計）									
7	事業法人向けローン									